

集団的自衛権を容認する憲法解釈変更には反対します

私たち教職員は、平和に暮らし働く権利と、そのために不断の努力をする義務を負っています。

私たちには、言語と文化の研究と教育を通じて、外国の人びとと心を通わせ、日本人を代表する気概を持って平和に貢献してきた 自負があります。

平和な社会を築いていくには、国民の思い、専門家の英知と経験を結集し、創造的な挑戦を続けていかなければなりません。

憲法は他でもない私たち国民のものであります。私たちが十分に議論しないうちに、政府が閣議決定という”密室”で憲法解釈を変えることを、私たちは認めません。集団的自衛権の閣議決定に反対します。

2014年7月2日

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員一同